

社会福祉法人会計基準に基づく計算書類等の様式等 に関するチェックリスト

平成 25 年 12 月 3 日

改正 平成 30 年 3 月 30 日

日本公認会計士協会

本研究報告で示すチェックリストは、社会福祉法人が社会福祉法人会計基準（平成 28 年 3 月 31 日 厚生労働省令第 79 号 最終改正 平成 28 年 11 月 11 日 厚生労働省令第 168 号）を適用して作成した計算関係書類、すなわち貸借対照表（法人単位貸借対照表、貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表をいう。）、収支計算書（資金収支計算書（法人単位資金収支計算書、資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書をいう。）、事業活動計算書（法人単位事業活動計算書、事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書をいう。）をいう。）及びその附属明細書、並びに財産目録（以下「計算書類等」という。）の様式が、社会福祉法人会計基準に準拠しているか否かを確認するために使用するものである。

社会福祉法人の会計監査人による監査の対象となる計算関係書類は、法人単位貸借対照表、法人単位資金収支計算書、法人単位事業活動計算書及びにそれらに対応する附属明細書の項目並びに法人全体についての計算書類に対する注記に限定されている。

しかし、監査意見の表明に当たり、会計監査人は、社会福祉法人における会計帳簿の構築並びに上記の計算関係書類の作成手続に応じて、拠点区分の財務情報や各事業区分における拠点区分別内訳表及び法人全体における事業区分別内訳表の集計及び内部取引消去の手続についても監査基準委員会報告書に従って監査手続を実施することが求められる。

また、監査意見の対象以外の計算関係書類の記載内容について監査した法人単位の計算書類と重要な相違があることによって監査意見の対象となる計算関係書類の信頼性が損なわれることがないよう監査基準委員会報告書に従ってそれらの記載内容を通読することが求められていることも踏まえ、会計監査人による監査意見の対象以外の計算関係書類についてもチェック項目を設けている。

【本文における略語】

法人：社会福祉法人

会計基準：社会福祉法人会計基準

取扱い：社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い（「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」別紙（平成 28 年 3 月 31 日 雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老発 0331 第 45 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知 最終改正 平成 28 年 11 月 11 日 雇児発 1111 第 3 号、社援発 1111 第 5 号、老発 1111 第 6 号）

留意事項：社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項（「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」別紙（平成 28 年 3 月 31 日 雇児総発 0331 第 7 号、社援基発 0331 第 2 号、障障発 0331 第 2 号、老総発 0331 第 4 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知 最終改正 平成 28 年 11 月 11 日 雇児総発 1111 第 2 号、社援基発 1111 第 2 号、障障発 1111 第 1 号、老総発 1111 第 1 号）

研究資料：非営利法人委員会研究資料第 5 号「社会福祉法人会計基準に関する実務上の Q & A」（日本公認会計士協会）

法人名

会計年度 自 年 月 日
至 年 月 日

I 総括のためのチェックリスト

| 番 号 | 内 容 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|-----|--|-------|-----|------|-----|
| | | はい | いいえ | 該当なし | |
| 1 | 計算書類等（草案）の記載金額を監査済の最終試算表・精算表に基づいて確かめたか。 | | | | |
| 2 | 計算書類等（草案）に対する注記（法人全体、拠点区分）について監査調書と照合を行ったか。 | | | | |
| 3 | 計算書類等（草案）のうち法人単位事業活動計算書及び拠点区分事業活動計算書の「前年度決算」欄、法人単位貸借対照表及び拠点区分貸借対照表の「前年度末」欄の金額を、前会計年度の法人単位事業活動計算書及び拠点区分事業活動計算書の「当年度決算」欄、法人単位貸借対照表及び拠点区分貸借対照表の「当年度末」欄の金額と照合し、一致していることを確かめたか。 | | | | |
| 4 | 計算書類等（草案）について検算を行ったか。 | | | | |
| 5 | 計算書類等（注記を含む。）相互間の突合を行ったか。 | | | | |
| 6 | 草案検討の結果、訂正又は加除すべき事項がある場合には、正しく訂正又は加除されていることを確かめたか。 | | | | |
| 7 | 法人に備え置く正本たる計算書類等は、監査済みのものであるか確かめたか。 | | | | |

結 論

監査責任者 _____

_____ 年 月 日

Ⅱ 計算書類等の様式のためのチェックリスト

1. 一般的事項

| 番 号 | 項 目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|-----|-----------|--|---------------------------|-------|-----|------|-----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| 1-1 | 計算書類等 | <p>次の計算書類等が作成されているか。</p> <p>(1) 法人単位資金収支計算書 (2) 資金収支内訳表 (3) 事業区分資金収支内訳表 (4) 拠点区分資金収支計算書 (5) 法人単位事業活動計算書 (6) 事業活動内訳表 (7) 事業区分事業活動内訳表 (8) 拠点区分事業活動計算書 (9) 法人単位貸借対照表 (10) 貸借対照表内訳表 (11) 事業区分貸借対照表内訳表 (12) 拠点区分貸借対照表 (13) 附属明細書 (14) 財産目録</p> <p>なお、次の場合には、計算書類等のうち一部の作成を省略できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合 (2)、(6)、(10)の作成を省略できる。 ・拠点区分が一つの法人の場合 (2)、(3)、(6)、(7)、(10)、(11)の作成を省略できる。 ・拠点区分が一つの事業区分の場合 (3)、(7)、(11)の作成を省略できる。 | 会計基準第7条の2、第30条、第31条から第34条 | | | | |
| 1-2 | 注記 | 法人全体及び拠点区分の計算書類に対する注記がそれぞれ記載されているか。 | 会計基準第29条 | | | | |
| 1-3 | 金額単位・会計年度 | 全ての計算書類等には、金額単位及び会計年度が表示されているか。 | 会計基準の各様式 | | | | |
| 1-4 | 会計基準準拠性 | 法人の採用する会計処理の原則及び手続は、会計基準に準拠しているか。 | 会計基準第1条、第2条 | | | | |
| 1-5 | 会計の区分 | 計算書類等は、会計基準に基づき作成された経理規程に定める事業区分、拠点区分及びサービス区分に区分されているか。 | 会計基準第10条 | | | | |

2. 法人単位資金収支計算書・資金収支内訳表・事業区分資金収支内訳表・拠点区分資金収支計算書

| 番号 | 項目 | 内 容 | 関係省令等 | 回答欄 | | | 摘要 |
|------------------------|-----------|---|--|-----|-----|------|----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| (法人単位資金収支計算書(第1号第1様式)) | | | | | | | |
| 2-1 | 様式 | 法人単位資金収支計算書は、会計基準第1号第1様式に準じて作成されているか。 | 会計基準第17条、第1号第1様式 | | | | |
| 2-2 | 勘定科目 | 法人単位資金収支計算書の勘定科目は、ほかに定めのある場合を除き会計基準別表第1に準拠しているか。 勘定科目は大区分のみを記載し、必要のないものは省略することができるが、追加・修正はできないことに留意する。 | 会計基準第18条、別表第1、第1号第1様式 留意事項25(1)、別添3 | | | | |
| 2-3 | 勘定科目の使用制限 | 該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用できないこととされているが、法人単位資金収支計算書の勘定科目の中に使用されていないことを確認したか。 | 留意事項25(2) | | | | |
| 2-4 | 予算額と決算額 | 法人単位資金収支計算書は、予算額と決算額が対比して表示され、その差異が記載されているか。 また、予算額と決算額との差異は、予算額から決算額を差し引いて記載されていることを確認したか。 | 会計基準第16条第5項、第1号第1様式 | | | | |
| 2-5 | 著しい差額 | 法人単位資金収支計算書の予算額と決算額との差異が著しい勘定科目については、その理由が「備考」欄に記載されているか。 | 会計基準第16条第6項 | | | | |
| 2-6 | 「予算」欄 | 法人単位資金収支計算書の「予算」欄の金額は、理事会承認の最終補正予算額と一致しているか。 なお、予備費の使用がある場合にはその使用額を含めて最終補正予算額とする。その場合、予備費支出から減額した形式で表示し、脚注にその内容を記載することで充当使用した額を示す必要があることに留意する。 | 会計基準第1号第1様式 留意事項2(1)、(2) | | | | |
| 2-7 | 「決算」欄 | 資金収支内訳表を作成する場合、法人単位資金収支計算書の「決算」欄の金額は、当会計年度の資金収支内訳表における「法人合計」欄の金額と一致しているか。 | | | | | |
| 2-8 | 総額表示 | 法人単位資金収支計算書の収入と支出は、全て総額で表示されているか。 収入と支出を相殺表示しているものがある場合、その処理は妥当か。 | 会計基準第2条の2 | | | | |

| 番 号 | 項 目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|----------------------|-----------|---|------------------------------------|-------|-----|------|-----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| 2-9 | 前期末支払資金残高 | 法人単位資金収支計算書における「決算」欄の前期末支払資金残高は、前会計年度の法人単位資金収支計算書における「決算」欄の当期末支払資金残高と一致しているか。 | | | | | |
| 2-10 | 同上 | 法人単位資金収支計算書における「決算」欄の前期末支払資金残高は、法人単位貸借対照表の「前年度末」欄で算出される支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）と一致しているか。 | 会計基準第13条 取扱い5 | | | | |
| 2-11 | 当期末支払資金残高 | 法人単位資金収支計算書における「決算」欄の当期末支払資金残高は、法人単位貸借対照表の「当年度末」欄で算出される支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）と一致しているか。 | 会計基準第13条 取扱い5 | | | | |
| (資金収支内訳表 (第1号第2様式)) | | | | | | | |
| 2-12 | 様式 | 資金収支内訳表は、会計基準第1号第2様式に準じて作成されているか。 | 会計基準第17条、第1号第2様式 留意事項7 | | | | |
| 2-13 | 勘定科目 | 資金収支内訳表の勘定科目は、ほかに定めのある場合を除き会計基準別表第1に準拠しているか。 勘定科目は大区分のみを記載し、必要のないものは省略することができるが、追加・修正はできないことに留意する。 | 会計基準第18条、別表第1、第1号第2様式 留意事項25(1) | | | | |
| 2-14 | 勘定科目の使用制限 | 該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用できないこととされているが、資金収支内訳表の勘定科目の中に使用されていないことを確認したか。 | 留意事項25(1) | | | | |
| 2-15 | 各事業区分の金額 | 事業区分資金収支内訳表を作成する場合、資金収支内訳表の各事業区分の金額は、各事業区分資金収支内訳表の「事業区分合計」欄の金額と一致しているか。 また、事業区分に含まれる拠点区分が単一であるため事業区分資金収支内訳表の作成がない場合は、拠点区分資金収支計算書の「決算」欄の金額と一致しているか。 | | | | | |
| 2-16 | 総額表示 | 資金収支内訳表の収入と支出は、全て総額で表示されているか。 収入と支出を相殺表示しているものがある | 会計基準第2条の2 | | | | |

| 番号 | 項目 | 内 容 | 関係省令等 | 回答欄 | | | 摘要 |
|------------------------|-----------|--|------------------------------------|-----|-----|------|----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| | | 場合、その処理は妥当か。 | | | | | |
| 2-17 | 事業区分間取引 | 事業区分間取引により生ずる内部取引高は、資金収支内訳表の「内部取引消去」欄において相殺消去されているか。 | 会計基準第11条 取扱い4 留意事項23 | | | | |
| 2-18 | 前期末支払資金残高 | 資金収支内訳表における各事業区分の前期末支払資金残高は、前会計年度の資金収支内訳表における各事業区分の当期末支払資金残高と一致しているか。 | | | | | |
| 2-19 | 同上 | 資金収支内訳表における各事業区分の前期末支払資金残高は、前会計年度の貸借対照表内訳表の各事業区分で算出される支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）と一致しているか。 | 会計基準第13条 取扱い5 | | | | |
| 2-20 | 当期末支払資金残高 | 資金収支内訳表における各事業区分の当期末支払資金残高は、貸借対照表内訳表の各事業区分で算出される支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）と一致しているか。 | 会計基準第13条 取扱い5 | | | | |
| (事業区分資金収支内訳表（第1号第3様式）) | | | | | | | |
| 2-21 | 様式 | 事業区分資金収支内訳表は、会計基準第1号第3様式に準じて作成されているか。 | 会計基準第17条、第1号第3様式 留意事項7 | | | | |
| 2-22 | 勘定科目 | 事業区分資金収支内訳表の勘定科目は、ほかに定めのある場合を除き会計基準別表第1に準拠しているか。 勘定科目は大区分のみを記載し、必要のないものは省略することができるが、追加・修正はできないことに留意する。 | 会計基準第18条、別表第1、第1号第3様式 留意事項25(1) | | | | |
| 2-23 | 勘定科目の使用制限 | 該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用できないこととされているが、事業区分資金収支内訳表の勘定科目の中に使用されていないことを確認したか。 | 留意事項25(1) | | | | |
| 2-24 | 各拠点区分の金額 | 事業区分資金収支内訳表の各拠点区分の金額は、各拠点区分資金収支計算書の「決算」欄の金額と一致しているか。 | | | | | |

| 番号 | 項目 | 内 容 | 関係省令等 | 回答欄 | | | 摘要 |
|------------------------|-----------|--|------------------------------------|-----|-----|------|----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| 2-25 | 総額表示 | 事業区分資金収支内訳表の収入と支出は、全て総額で表示されているか。 収入と支出を相殺表示しているものがある場合、その処理は妥当か。 | 会計基準第2条の2 | | | | |
| 2-26 | 拠点区分間取引 | 拠点区分間取引により生ずる内部取引高は、事業区分資金収支内訳表の「内部取引消去」欄において相殺消去されているか。 | 会計基準第11条 取扱い4 留意事項23 | | | | |
| 2-27 | 前期末支払資金残高 | 事業区分資金収支内訳表における各拠点区分の前期末支払資金残高は、前会計年度の事業区分資金収支内訳表における各拠点区分の当期末支払資金残高と一致しているか。 | | | | | |
| 2-28 | 同上 | 事業区分資金収支内訳表における各拠点区分の前期末支払資金残高は、各拠点区分貸借対照表の「前年度末」欄で算出される支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）と一致しているか。 | 会計基準第13条 取扱い5 | | | | |
| 2-29 | 当期末支払資金残高 | 事業区分資金収支内訳表における各拠点区分の当期末支払資金残高は、各拠点区分貸借対照表の「当年度末」欄で算出される支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）と一致しているか。 | 会計基準第13条 取扱い5 | | | | |
| (拠点区分資金収支計算書(第1号第4様式)) | | | | | | | |
| 2-30 | 様式 | 拠点区分資金収支計算書は、会計基準第1号第4様式に準じて作成されているか。 | 会計基準第17条、第1号第4様式 | | | | |
| 2-31 | 勘定科目 | 拠点区分資金収支計算書の勘定科目は、ほかに定めのある場合を除き会計基準別表第1に準拠しているか。 勘定科目は小区分まで記載し、必要のない勘定科目は省略できることに留意する。 | 会計基準第18条、別表第1、第1号第4様式 留意事項25(1) | | | | |
| 2-32 | 勘定科目の使用制限 | 該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用できないこととされているが、拠点区分資金収支計算書の勘定科目の中に使用されていないことを確認したか。 | 留意事項25(1) | | | | |
| 2-33 | 受配者 | 共同募金会からの受配者指定寄附金のう | 留意事項9 | | | | |

| 番 号 | 項 目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|------|----------------|---|---------------------------------|-------|-----|------|-----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| | 指定寄附金 | ち、施設整備及び設備整備に係る配分金（資産の取得等に係る借入金の償還に充てるものを含む。）は、施設整備等寄附金収入として計上されているか。 また、経常的経費に係る配分金は、経常経費寄附金収入として計上されているか。 | (3) | | | | |
| 2-34 | 受配者指定寄附金以外の配分金 | 共同募金会からの受配者指定寄附金以外の配分金のうち、施設整備及び設備整備に係る配分金は、施設整備等補助金収入として計上されているか。 また、経常的経費に係る配分金は、補助金事業収入として計上されているか。 | 留意事項9(3) | | | | |
| 2-35 | 法人税、住民税及び事業税 | 法人税、住民税及び事業税を納税する法人は、事業活動支出の「その他の支出」に中区分科目として「法人税、住民税及び事業税支出」及び「法人税等調整額支出」を追加しているか。 なお、重要性の原則により税効果会計を適用しない法人は、「法人税等調整額支出」の追加は不要となる。 | | | | | |
| 2-36 | 予算額と決算額 | 拠点区分資金収支計算書は、予算額と決算額が対比して表示され、その差異が記載されているか。 また、予算額と決算額との差異は、予算額から決算額を差し引いて記載されていることを確認したか。 | 会計基準第16条第5項、第1号第4様式 | | | | |
| 2-37 | 著しい差額 | 拠点区分資金収支計算書の予算額と決算額との差異が著しい勘定科目については、その理由が「備考」欄に記載されているか。 | 会計基準第16条第6項 | | | | |
| 2-38 | 「予算」欄 | 拠点区分資金収支計算書の「予算」欄の金額は、評議員会又は理事会承認の最終補正予算額と一致しているか。 なお、予備費の使用がある場合にはその使用額を含めて最終補正予算額とする。その場合、予備費支出から減額した形式で表示し、脚注にその内容を記載することで充当使用した額を示す必要があることに留意する。 | 会計基準第1号第4様式 留意事項2(1)、(2) | | | | |
| 2-39 | 「決算」欄 | 附属明細書として拠点区分資金収支明細書を作成する場合、拠点区分資金収支計算書の「決算」欄の金額は、拠点区分資金収支明細書の「拠点区分合計」欄の金額と一致しているか。 | | | | | |
| 2-40 | 総額表示 | 拠点区分資金収支計算書の収入と支出は、全て総額で表示されているか。 収入と支出を相殺表示しているものがある | 会計基準第2条の2 | | | | |

| 番 号 | 項 目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|------|-----------|---|------------------|-------|-----|------|-----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| | | 場合、その処理は妥当か。 | | | | | |
| 2-41 | 前期末支払資金残高 | 拠点区分資金収支計算書における「決算」欄の前期末支払資金残高は、前会計年度の拠点区分資金収支計算書における「決算」欄の当期末支払資金残高と一致しているか。 | | | | | |
| 2-42 | 同上 | 拠点区分資金収支計算書における「決算」欄の前期末支払資金残高は、拠点区分貸借対照表の「前年度末」欄で算出される支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）と一致しているか。 | 会計基準第13条 取扱い5 | | | | |
| 2-43 | 当期末支払資金残高 | 拠点区分資金収支計算書における「決算」欄の当期末支払資金残高は、拠点区分貸借対照表の「当年度末」欄で算出される支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）と一致しているか。 | 会計基準第13条 取扱い5 | | | | |

3. 法人単位事業活動計算書・事業活動内訳表・事業区分事業活動内訳表・拠点区分事業活動計算書

| 番 号 | 項 目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|------------------------|-----------|---|------------------------------------|-------|-----|------|-----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| (法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）) | | | | | | | |
| 3-1 | 様式 | 法人単位事業活動計算書は、会計基準第2号第1様式に準じて作成されているか。 | 会計基準第23条、第2号第1様式 | | | | |
| 3-2 | 勘定科目 | 法人単位事業活動計算書の勘定科目は、ほかに定めのある場合を除き会計基準別表第2に準拠しているか。 勘定科目は大区分のみを記載し、必要のないものは省略することができるが、追加・修正はできないことに留意する。 | 会計基準第24条、別表第2、第2号第1様式 留意事項25(1) | | | | |
| 3-3 | 勘定科目の使用制限 | 該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用できないこととされているが、法人単位事業活動計算書の勘定科目の中に使用されていないことを確認したか。 | 留意事項25(1) | | | | |
| 3-4 | 「当年度決算」 | 事業活動内訳表を作成する場合、法人単位事業活動計算書の「当年度決算」欄の金額は、 | | | | | |

| 番号 | 項目 | 内 容 | 関係省令等 | 回答欄 | | | 摘要 |
|----------------------|------------|--|--------------------------------|-----|-----|------|----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| | 欄 | 当会計年度の事業活動内訳表における「法人合計」欄の金額と一致しているか。 | | | | | |
| 3-5 | 総額表示 | 法人単位事業活動計算書の収益と費用は、全て総額で表示されているか。 収益と費用を相殺表示しているものがある場合、その処理は妥当か。 | 会計基準第2条の2 | | | | |
| 3-6 | 前期繰越活動増減差額 | 法人単位事業活動計算書における「当年度決算」欄の前期繰越活動増減差額は、「前年度決算」欄の次期繰越活動増減差額と一致しているか。 | | | | | |
| 3-7 | 同上 | 法人単位事業活動計算書における「当年度決算」欄の前期繰越活動増減差額は、法人単位貸借対照表における「前年度末」欄の次期繰越活動増減差額と一致しているか。 | | | | | |
| 3-8 | 次期繰越活動増減差額 | 法人単位事業活動計算書における「当年度決算」欄の次期繰越活動増減差額は、法人単位貸借対照表における「当年度末」欄の次期繰越活動増減差額と一致しているか。 | | | | | |
| 3-9 | 当期活動増減差額 | 法人単位事業活動計算書における「当年度決算」欄の当期活動増減差額は、法人単位貸借対照表における「当年度末」欄の（うち当期活動増減差額）の金額と一致しているか。 | | | | | |
| (事業活動内訳表 (第2号第2様式)) | | | | | | | |
| 3-10 | 様式 | 事業活動内訳表は、会計基準第2号第2様式に準じて作成されているか。 | 会計基準第23条、第2号第2様式留意事項7 | | | | |
| 3-11 | 勘定科目 | 事業活動内訳表の勘定科目は、ほかに定めのある場合を除き会計基準別表第2に準拠しているか。 勘定科目は大区分のみを記載し、必要のないものは省略することができるが、追加・修正はできないことに留意する。 | 会計基準第24条、別表第2、第2号第2様式留意事項25(1) | | | | |
| 3-12 | 勘定科目の使用制限 | 該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用できないこととされているが、事業活動内訳表の勘定科目の中に使用されていないことを確認したか。 | 留意事項25(1) | | | | |
| 3-13 | 各事業区分の金額 | 事業区分事業活動内訳表を作成する場合、事業活動内訳表の各事業区分の金額は、各事業区分事業活動内訳表の「事業区分合計」欄の金額と一致しているか。 また、事業区分に含まれる拠点区分が単一であるため事業区分事業活動内訳表の作成がない場合は、拠点区分事業活動計算書の「当 | | | | | |

| 番号 | 項目 | 内 容 | 関係省令等 | 回答欄 | | | 摘要 |
|------------------------|------------|---|------------------------------------|-----|-----|------|----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| | | 年度決算」欄の金額と一致しているか。 | | | | | |
| 3-14 | 総額表示 | 事業活動内訳表の収益と費用は、全て総額で表示されているか。 収益と費用を相殺表示しているものがある場合、その処理は妥当か。 | 会計基準第2条の2 | | | | |
| 3-15 | 前期繰越活動増減差額 | 事業活動内訳表における各事業区分の前期繰越活動増減差額は、前会計年度の事業活動内訳表における各事業区分の次期繰越活動増減差額と一致しているか。 | | | | | |
| 3-16 | 同上 | 事業活動内訳表における各事業区分の前期繰越活動増減差額は、前会計年度の貸借対照表内訳表における各事業区分の次期繰越活動増減差額と一致しているか。 | | | | | |
| 3-17 | 次期繰越活動増減差額 | 事業活動内訳表における各事業区分の次期繰越活動増減差額は、貸借対照表内訳表における各事業区分の次期繰越活動増減差額と一致しているか。 | | | | | |
| 3-18 | 当期活動増減差額 | 事業活動内訳表における各事業区分の当期活動増減差額は、貸借対照表内訳表における各事業区分の（うち当期活動増減差額）の金額と一致しているか。 | | | | | |
| 3-19 | 事業区分間取引 | 事業区分間取引により生ずる内部取引高は、事業活動内訳表の「内部取引消去」欄において相殺消去されているか。 | 会計基準第11条 取扱い4 留意事項23 | | | | |
| (事業区分事業活動内訳表(第2号第3様式)) | | | | | | | |
| 3-20 | 様式 | 事業区分事業活動内訳表は、会計基準第2号第3様式に準じて作成されているか。 | 会計基準第23条、第2号第3様式 留意事項7 | | | | |
| 3-21 | 勘定科目 | 事業区分事業活動内訳表の勘定科目は、ほかに定めのある場合を除き会計基準別表第2に準拠しているか。 勘定科目は大区分のみを記載し、必要のないものは省略することができるが、追加・修正はできないことに留意する。 | 会計基準第24条、別表第2、第2号第3様式 留意事項25(1) | | | | |
| 3-22 | 勘定科目の使用制限 | 該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用できないこととされているが、事業区分事業活動内訳表の勘定科目の中に使用されていないことを確認したか。 | 留意事項25(1) | | | | |
| 3-23 | 各拠点 | 事業区分事業活動内訳表の各拠点区分の金 | | | | | |

| 番号 | 項目 | 内 容 | 関係省令等 | 回答欄 | | | 摘要 |
|------------------------|------------|--|----------------------------|-----|-----|------|----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| | 区分の金額 | 額は、各拠点区分事業活動計算書の「当年度決算」欄の金額と一致しているか。 | | | | | |
| 3-24 | 総額表示 | 事業区分事業活動内訳表の収益と費用は、全て総額で表示されているか。 収益と費用を相殺表示しているものがある場合、その処理は妥当か。 | 会計基準第2条の2 | | | | |
| 3-25 | 前期繰越活動増減差額 | 事業区分事業活動内訳表における各拠点区分の前期繰越活動増減差額は、前会計年度の事業区分事業活動内訳表における各拠点区分の次期繰越活動増減差額と一致しているか。 また、前会計年度の各拠点区分事業活動計算書の次期繰越活動増減差額と一致しているか。 | | | | | |
| 3-26 | 同上 | 事業区分事業活動内訳表における各拠点区分の前期繰越活動増減差額は、前会計年度の事業区分貸借対照表内訳表における各拠点区分の次期繰越活動増減差額と一致しているか。 また、前会計年度の各拠点区分貸借対照表の次期繰越活動増減差額と一致しているか。 | | | | | |
| 3-27 | 次期繰越活動増減差額 | 事業区分事業活動内訳表における各拠点区分の次期繰越活動増減差額は、事業区分貸借対照表内訳表における各事業区分の次期繰越活動増減差額と一致しているか。 また、各拠点区分貸借対照表の次期繰越活動増減差額と一致しているか。 | | | | | |
| 3-28 | 当期活動増減差額 | 事業区分事業活動内訳表における各拠点区分の当期活動増減差額は、事業区分貸借対照表内訳表における各拠点区分の（うち当期活動増減差額）の金額と一致しているか。 また、各拠点区分貸借対照表の（うち当期活動増減差額）の金額と一致しているか。 | | | | | |
| 3-29 | 拠点区分間取引 | 拠点区分間取引により生ずる内部取引高は、事業区分事業活動内訳表の「内部取引消去」欄において相殺消去されているか。 | 会計基準第11条 取扱い4 留意事項23 | | | | |
| (拠点区分事業活動計算書(第2号第4様式)) | | | | | | | |
| 3-30 | 様式 | 拠点区分事業活動計算書は、会計基準第2号第4様式に準じて作成されているか。 | 会計基準第23条、第2号第4様式 | | | | |
| 3-31 | 勘定科目 | 拠点区分事業活動計算書の勘定科目は、ほかに定めのある場合を除き会計基準別表第2に準拠しているか。 | 会計基準第24条、別表第2、第2 | | | | |

| 番 号 | 項 目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|------|----------------|---|---|-------|-----|------|-----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| | | 勘定科目は小区分まで記載し、必要のない勘定科目は省略できることに留意する。 | 号第4様式 留意事項 25(1)、別 添3 | | | | |
| 3-32 | 勘定科目の使用制限 | 該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用できないこととされているが、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の中に使用されていないことを確認したか。 | 留意事項 25(1) | | | | |
| 3-33 | 国庫補助金等特別積立金取崩額 | 国庫補助金等特別積立金取崩額は、サービス活動費用に控除項目として計上されているか。 また、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損・処分損が計上される場合は、特別費用に控除項目として、当該資産に係る国庫補助金等特別積立金取崩額が計上されているか。 | 会計基準第 22条第1 項、第4項 取扱い9 留意事項 15(2)イ | | | | |
| 3-34 | 法人税、住民税及び事業税 | 法人税、住民税及び事業税を納税する場合に、拠点区分事業活動計算書の特別増減差額と当期活動増減差額の間以下に以下の科目が追加されているか。 ・税引前当期活動増減差額 ・法人税、住民税及び事業税 ・法人税等調整額 なお、重要性の原則により税効果会計を適用しない場合は、「法人税等調整額」の追加は不要である。 | 留意事項 24ア 研究資料Q 29 | | | | |
| 3-35 | 受配者指定寄附金 | 共同募金会からの受配者指定寄附金のうち、施設整備及び設備整備に係る配分金（資産の取得等に係る借入金の償還に充てるものを含む。）は、施設整備等寄附金収益として計上し、そのうち、基本金に組み入れた額を基本金組入額として計上されているか。 また、経常的経費に係る配分金は、経常経費寄附金収益として計上されているか。 | 留意事項9 (3) | | | | |
| 3-36 | 受配者指定寄附金以外の配分金 | 共同募金会からの受配者指定寄附金以外の配分金のうち、施設整備及び設備整備に係る配分金は、施設整備等補助金収益として計上し、同額を国庫補助金等特別積立金に計上されているか。 また、経常的経費に係る配分金は、補助金事業収益として計上されているか。 | 留意事項9 (3) | | | | |
| 3-37 | 「当年度決算」欄 | 附属明細書として拠点区分事業活動明細書を作成する場合、拠点区分事業活動計算書の「当年度決算」欄の金額は、拠点区分事業活動明細書の「拠点区分合計」欄の金額と一致 | | | | | |

| 番 号 | 項 目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|------|------------|---|-----------|-------|-----|------|-----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| | | しているか。 | | | | | |
| 3-38 | 総額表示 | 拠点区分事業活動計算書の収益と費用は、全て総額で表示されているか。 収益と費用を相殺表示しているものがある場合、その処理は妥当か。 | 会計基準第2条の2 | | | | |
| 3-39 | 前期繰越活動増減差額 | 拠点区分事業活動計算書における「当年度決算」欄の前期繰越活動増減差額は、「前年度決算」欄の次期繰越活動増減差額と一致しているか。 | | | | | |
| 3-40 | 同上 | 拠点区分事業活動計算書における「当年度決算」欄の前期繰越活動増減差額は、拠点区分貸借対照表における「前年度末」欄の次期繰越活動増減差額と一致しているか。 | | | | | |
| 3-41 | 次期繰越活動増減差額 | 拠点区分事業活動計算書における「当年度決算」欄の次期繰越活動増減差額は、拠点区分貸借対照表における「当年度末」欄の次期繰越活動増減差額と一致しているか。 | | | | | |
| 3-42 | 当期活動増減差額 | 拠点区分事業活動計算書における「当年度決算」欄の当期活動増減差額は、拠点区分貸借対照表における「当年度末」欄の（うち当期活動増減差額）の金額と一致しているか。 | | | | | |

4. 法人単位貸借対照表・貸借対照表内訳表・事業区分貸借対照表内訳表・拠点区分貸借対照表

| 番 号 | 項 目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|----------------------|-----------|---|------------------------------------|-------|-----|------|-----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| (法人単位貸借対照表（第3号第1様式）) | | | | | | | |
| 4-1 | 様式 | 法人単位貸借対照表は会計基準第3号第1様式に準じて作成されているか。 | 会計基準第27条、第3号第1様式 | | | | |
| 4-2 | 勘定科目 | 法人単位貸借対照表の勘定科目は、ほかに定めのある場合を除き会計基準別表第3に準拠しているか。 勘定科目は中区分まで記載し、必要のない勘定科目は省略できることに留意する。 | 会計基準第28条、別表第3、第3号第1様式 留意事項25(1) | | | | |
| 4-3 | 勘定科目の使用制限 | 該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用できないこととされているが、法人単位貸借対照表の勘定科目の中に使用されていないことを確認したか。 | 留意事項25(1) | | | | |
| 4-4 | 「当年 | 貸借対照表内訳表を作成する場合、法人単 | | | | | |

| 番 号 | 項 目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|--------------------------|-----------|---|------------------------------------|-------|-----|------|-----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| | 度末」欄 | 位貸借対照表の「当年度末」欄の金額は、貸借対照表内訳表の「法人合計」欄の金額と一致しているか。 | | | | | |
| 4-5 | 増減額 | 法人単位貸借対照表の「増減」欄は、当年度末から前年度末を差し引いた額が計上されているか。 | 会計基準第3号第1様式 | | | | |
| 4-6 | 貸借一致 | 法人単位貸借対照表の「当年度末」欄の、資産の部合計の金額と負債及び純資産の部合計の金額は一致しているか。 | 会計基準第3号第1様式 | | | | |
| (貸借対照表内訳表 (第3号第2様式)) | | | | | | | |
| 4-7 | 様式 | 貸借対照表内訳表は会計基準第3号第2様式に準じて作成されているか。 | 会計基準第27条、第3号第2様式 留意事項7 | | | | |
| 4-8 | 勘定科目 | 貸借対照表内訳表の勘定科目は、ほかに定めのある場合を除き会計基準別表第3に準拠しているか。 勘定科目は中区分まで記載し、必要のない勘定科目は省略できることに留意する。 | 会計基準第28条、別表第3、第3号第2様式 留意事項25(1) | | | | |
| 4-9 | 勘定科目の使用制限 | 該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用できないこととされているが、貸借対照表内訳表の勘定科目の中に使用されていないことを確認したか。 | 留意事項25(1) | | | | |
| 4-10 | 各事業区分の金額 | 事業区分貸借対照表内訳表を作成する場合、貸借対照表内訳表の各事業区分の金額は、事業区分貸借対照表内訳表の「事業区分計」欄の金額と一致しているか。 また、事業区分に含まれる拠点区分が単一であるため事業区分貸借対照表内訳表の作成がない場合は、拠点区分貸借対照表の「当年度末」欄の金額と一致しているか。 | | | | | |
| 4-11 | 事業区分間取引 | 事業区分間取引により生ずる内部貸借取引の残高は、「内部取引消去」欄において相殺消去されているか。 | 会計基準第11条 取扱い4 留意事項23 | | | | |
| 4-12 | 貸借一致 | 貸借対照表内訳表の資産の部合計の金額と負債及び純資産の部合計の金額は一致しているか。 | 会計基準第3号第2様式 | | | | |
| (事業区分貸借対照表内訳表 (第3号第3様式)) | | | | | | | |
| 4-13 | 様式 | 事業区分貸借対照表内訳表は、第3号第3 | 会計基準第27条、第3 | | | | |

| 番 号 | 項 目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|----------------------|-----------|--|------------------------------------|-------|-----|------|-----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| | | 様式に準じて作成されているか。 | 号第3様式 留意事項7 | | | | |
| 4-14 | 勘定科目 | 事業区分貸借対照表内訳表の勘定科目は、ほかに定めのある場合を除き会計基準別表第3に準拠しているか。 勘定科目は中区分まで記載し、必要のない勘定科目は省略できることに留意する。 | 会計基準第28条、別表第3、第3号第3様式 留意事項25(1) | | | | |
| 4-15 | 勘定科目の使用制限 | 該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用できないこととされているが、事業区分貸借対照表内訳表の勘定科目の中に使用されていないことを確認したか。 | 留意事項25(2) | | | | |
| 4-16 | 各拠点区分の金額 | 事業区分貸借対照表内訳表の各拠点区分の金額は、拠点区分貸借対照表の「当年度末」欄の金額と一致しているか。 | | | | | |
| 4-17 | 拠点区分間取引 | 拠点区分間取引により生ずる内部貸借取引の残高は、「内部取引消去」欄において相殺消去されているか。 | 会計基準第11条 取扱い4 留意事項23 | | | | |
| 4-18 | 貸借一致 | 事業区分貸借対照表内訳表の資産の部合計の金額と負債及び純資産の部合計の金額は一致しているか。 | 会計基準第3号第3様式 | | | | |
| (拠点区分貸借対照表(第3号第4様式)) | | | | | | | |
| 4-19 | 様式 | 拠点区分貸借対照表は、会計基準第3号第4様式に準じて作成されているか。 | 会計基準第27条、第3号第4様式 | | | | |
| 4-20 | 勘定科目 | 拠点区分貸借対照表の勘定科目は、ほかに定めのある場合を除き会計基準別表第3に準拠しているか。 勘定科目は中区分まで記載し、必要のない勘定科目は省略できることに留意する。 | 会計基準第28条、別表第3、第3号第4様式 留意事項25(1) | | | | |
| 4-21 | 勘定科目の使用制限 | 該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用できないこととされているが、拠点区分貸借対照表の勘定科目の中に使用されていないことを確認したか。 | 留意事項25(1) | | | | |
| 4-22 | 増減額 | 拠点区分貸借対照表の「増減」欄は、当年度末から前年度末を差し引いた額が計上されているか。 | 会計基準第3号第4様式 | | | | |

| 番 号 | 項 目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|------|-----------|--|--|-------|-----|------|-----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| 4-23 | 貸借一致 | 拠点区分貸借対照表の「当年度末」欄の、資産の部合計の金額と負債及び純資産の部合計の金額は一致しているか。 | 会計基準第3号第4様式 | | | | |
| 4-24 | 流動・固定区分 | 未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産又は流動負債に計上されているか。 | 会計基準第26条 取扱い6 留意事項別添3 | | | | |
| 4-25 | 同上 | 経常的な取引によって発生した債権のうち、破産債権、更生債権等で1年以内に回収されないことが明らかなものは固定資産に計上されているか。 | 会計基準第26条 取扱い6 | | | | |
| 4-26 | 同上 | 時の経過に依存する継続的役務の提供に係る対価の前払分であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて費用化される未経過分は「長期前払費用」に計上されているか。 | 会計基準第26条 取扱い6 留意事項別添3 | | | | |
| 4-27 | 同上 | 貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に計上され、入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に計上されているか。 | 会計基準第26条 取扱い6 留意事項別添3 | | | | |
| 4-28 | 同上 | リース債務、長期未払金等は、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払期限が到来するものは流動負債に計上され、支払期限が1年を超えて到来するものは固定負債に計上されているか。 | 会計基準第26条 留意事項別添3 | | | | |
| 4-29 | 同上 | 現金及び預貯金は、原則として流動資産に計上するが、特定の目的で保有する預貯金は、当該目的を示す適当な科目を付して固定資産に計上されているか。 | 会計基準第26条 取扱い6 留意事項別添3 | | | | |
| 4-30 | 減価償却費の累計額 | 有形固定資産については、その取得価額から減価償却累計額を間接控除しているか。 減価償却累計額を直接控除した残額のみが計上されている場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高が注記されているか。 | 会計基準第4条第2項、第29条第1項第9号、取扱い16 取扱い別紙1.9、 取扱い別紙2.8 | | | | |

| 番 号 | 項 目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|------|-----------------|--|--|-------|-----|------|-----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| 4-31 | 徴収不能引当金 | <p>事業未収金、未収金、貸付金等の債権に対する徴収不能引当金については、拠点区分貸借対照表の資産の部に計上されているか。</p> <p>債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみが計上されている場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高が注記されているか。</p> | <p>会計基準第4条第4項、第29条第1項第10号</p> <p>取扱い別紙1.10、2.9</p> | | | | |
| 4-32 | 有価証券、投資有価証券 | <p>国債、地方債、株式、社債、証券投資信託の受益証券などのうち、時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券は流動資産の部に「有価証券」として計上されているか。</p> <p>長期的に所有する有価証券で基本財産に属さないものは固定資産の部に「投資有価証券」として計上されているか。</p> | 留意事項別添3 | | | | |
| 4-33 | 事業未収金、未収金、未収補助金 | <p>未収金は、留意事項別添3の勘定科目の説明に従い、取引内容に応じた科目で流動資産の部に計上されているか。</p> <p>事業収益に対する未収入金は「事業未収金」として計上されているか。</p> <p>事業収益以外の収益に対する未収入金は「未収金」として計上されているか。</p> <p>施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額は「未収補助金」として計上されているか。</p> | 留意事項別添3 | | | | |
| 4-34 | 基本財産 | <p>定款において基本財産と定められた固定資産を「基本財産」に計上しているか。</p> | 留意事項別添3 | | | | |
| 4-35 | 前払金、前払費用 | <p>対価の前払は、留意事項別添3の勘定科目の説明に従い、取引内容に応じた科目で流動負債の部に計上されているか。</p> <p>物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額は「前払金」として計上されているか。</p> <p>一定の契約に従った継続的役務の提供に関わる対価の前払であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に費用化される未経過分は「前払費用」として計上されているか。</p> | 留意事項別添3 | | | | |
| 4-36 | リース資産 | <p>ファイナンス・リース取引のリース資産は、有形固定資産、無形固定資産ごと一括して、「有形リース資産」又は「無形リース資産」として計上されているか。</p> <p>なお、有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めて計上することも認められている。</p> | 取扱い8 | | | | |

| 番 号 | 項 目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|------|----------------------|---|----------------------------------|-------|-----|------|-----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| 4-37 | 引当資産、積立資産 | 特定の目的のために預金、有価証券等が保有される場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって引当資産又は積立資産に計上されているか。 | 取扱い6 | | | | |
| 4-38 | 退職給付引当資産、退職給付引当金 | 都道府県等の実施する退職共済制度に加入している場合には、留意事項21ウの規定に基づき、上記の制度に関わる「退職給付引当資産」及び「退職給付引当金」が計上されているか。 | 留意事項21ウ | | | | |
| 4-39 | 役員退職慰労引当資産、役員退職慰労引当金 | 「役員退職慰労引当資産」、「役員退職慰労引当金」は、「退職給付引当資産」、「退職給付引当金」と区分して計上されているか。 | 取扱い18(4) | | | | |
| 4-40 | 事業未払金、その他の未払金、未払費用 | 未払債務等対価の未払は、留意事項別添3の勘定科目の説明に従い、取引内容に応じた科目で流動負債の部に計上されているか。 事業活動に伴う費用等の未払債務は「事業未払金」として計上されているか。 事業活動に伴う費用等の未払以外の未払金（施設整備等未払金を含む。）は「その他の未払金」として計上されているか。 賃金、支払利息、賃借料など時の経過に依存する継続的役務の提供に関わる対価の未払分は「未払費用」として計上されているか。 | 留意事項別添3 | | | | |
| 4-41 | 役員等借入金 | 役員等からの借入金は「役員等短期借入金」、「1年以内返済予定役員等長期借入金」又は「役員等長期借入金」として他の借入金と区別して計上されているか。 | 留意事項別添3 | | | | |
| 4-42 | 未払法人税等、繰延税金資産・繰延税金負債 | 確定した法人税、住民税及び事業税のうち未払額については、流動負債の部に「未払法人税等」の科目を設けて他の未払金と区別して計上されているか。 税効果会計を適用する法人においては、適用によって生ずる「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」が、1年基準により流動資産又は固定資産及び流動負債又は固定負債に区分して計上されているか。 | 留意事項24ウ | | | | |
| 4-43 | 基本金 | 基本金には以下の寄附金が計上されているか。 (1) 土地、施設の創設、増築又は増改築における増築分、拡張における面積増加分並びに施設の創設及び増設等時における初度設備整備、非常通報装置設備整備、屋内消火栓設備整備等の基本財産等の取得に係る寄 | 会計基準第6条第1項 取扱い11 留意事項14(1) | | | | |

| 番 号 | 項 目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|------|-------------|--|--|-------|-----|------|-----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| | | <p>附金の額</p> <p>(2) 施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得するに当たって借入金が生じた場合において、その借入金の返済を目的として収受した寄附金の総額</p> <p>(3) 「社会福祉法人審査要領」（「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課連名通知）別添）第2(3)に規定する、当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する寄附金の額及び増築等の際に運転資金に充てるために収受した寄附金の額</p> | | | | | |
| 4-44 | 国庫補助金等特別積立金 | <p>次の(1)から(5)に該当する施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等（以下「国庫補助金等」という。）は「国庫補助金等特別積立金」として計上されているか。</p> <p>(1) 「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日付厚生労働省発社援第1005003号）に定める施設整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として、国及び地方公共団体等から受領した国庫補助金等</p> <p>(2) 自転車競技法（昭和23年法律第209号）第24条第6号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業による助成金等</p> <p>(3) 施設整備及び設備整備の目的で共同募金会から受ける受配者指定寄附金以外の配分金</p> <p>(4) 設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等</p> <p>(5) 地方公共団体等からの無償又は低廉な価額により譲渡された土地、建物の評価額（又は評価差額）</p> | <p>会計基準第6条第2項 取扱い10 留意事項9(3)、15(2) ア</p> | | | | |
| 4-45 | 積立金 | <p>積立金が計上されている場合に、積立ての目的を示す名称を付した同額の積立資産が積み立てられているか。</p> <p>なお、資金管理上の理由等から積立資産の積立てが必要とされる場合には、その名称・理由を明確化した上で積立金を積み立てずに積立資産を計上できることに留意する。</p> | <p>会計基準第6条第3項 取扱い19 留意事項19(1)</p> | | | | |

5. 計算書類に対する注記

| 番号 | 項目 | 内 容 | 関係省令等 | 回答欄 | | | 摘要 |
|---------------|------------------|--|-------------------------|-----|-----|------|----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| (法人全体で記載する注記) | | | | | | | |
| 5-1 | 様式 | 計算書類の注記のうち、法人全体で記載する会計基準第29条に定める項目については、事業区分貸借対照表内訳表の次に記載されているか。 | 会計基準第29条 取扱い24 | | | | |
| 5-2 | 継続事業の前提 | 該当する場合に、継続事業の前提について次の事項が注記されているか。 (1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 (3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 (4) 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映していない旨 | 会計基準第29条第1項第1号 | | | | |
| 5-3 | 重要な会計方針 | 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等、計算書類の作成に関する重要な会計方針について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。 なお、代替的な複数の会計処理方法等が認められていない場合には、会計方針の注記を省略できることに留意する。 | 会計基準第29条第1項第2号 取扱い20 | | | | |
| 5-4 | 同上 | ファイナンス・リース取引のリース資産について、減価償却の方法が注記されているか。 | 会計基準第29条第1項第2号 取扱い8 | | | | |
| 5-5 | 重要な会計方針の変更 | 法人が重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額が注記されているか。 | 会計基準第29条第1項第3号 | | | | |
| 5-6 | 採用する退職給付制度 | 法人が採用する退職給付制度について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。 | 会計基準第29条第1項第4号 | | | | |
| 5-7 | 計算書類と拠点区分、サービス区分 | 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分について注記されているか。 | 会計基準第29条第1項第5号 | | | | |
| 5-8 | 基本財 | 基本財産の増減の内容及び金額について注 | 会計基準第 | | | | |

| 番 号 | 項 目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|------|--------------------|---|-----------------------------------|-------|-----|------|-----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| | 産 | 記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。 | 29 条 第 1 項 第 6 号 | | | | |
| 5-9 | 基本金、国庫補助金特別積立金の取崩し | 法人が、会計基準第 22 条第 1 項、第 4 項及び第 6 項の規定により、法人が基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。 | 会計基準第 29 条 第 1 項 第 7 号 | | | | |
| 5-10 | 担保に供している資産 | 法人が担保に供している資産について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。 | 会計基準第 29 条 第 1 項 第 8 号 | | | | |
| 5-11 | 固定資産の減価償却（直接控除） | 法人が、固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載している場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高について注記されているか。 | 会計基準第 29 条 第 1 項 第 9 号 | | | | |
| 5-12 | 徴収不能引当金 | 法人が、債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載している場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高について注記されているか。 | 会計基準第 29 条 第 1 項 第 10 号 | | | | |
| 5-13 | 満期保有目的の債券 | 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。 | 会計基準第 29 条 第 1 項 第 11 号 | | | | |
| 5-14 | 関連当事者との取引 | 関連当事者との取引の内容について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。 | 会計基準第 29 条 第 1 項 第 12 号 取扱い 21 | | | | |
| 5-15 | 同上 | 社会福祉法人の関連当事者とは以下に該当する者であることに留意しているか。 ア. 当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者及びそれらの近親者 イ. 上記ア. の者が議決権の過半数を有する法人 ウ. 支配法人（当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している（*）他の法人をいう。以下同じ。） エ. 被支配法人（当該社会福祉法人が財務及 | 会計基準第 29 条 第 2 項、第 3 項 留意事項 26 | | | | |

| 番 号 | 項 目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|------|-----|---|-----------|-------|-----|------|-----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| | | <p>び営業又は事業の方針を支配している (*)他の法人をいう。以下同じ。)</p> <p>オ. 当該社会福祉法人与同一の支配法人を持つ法人</p> <p>(*)「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している」とは、評議員の総数に対する次に掲げる者の割合が100分の50を超えることをいう。</p> <p>① 一の法人の役員(理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。)又は評議員</p> <p>② 一の法人の職員</p> | | | | | |
| 5-16 | 同上 | <p>会計年度の途中において、法人の役員等が関連当事者に該当しなくなった場合であっても、関連当事者であった期間の取引について注記されているか。</p> <p>なお、同一会計年度における取引であっても関連当事者に該当しなくなった後の取引については注記を要しないことに留意する。</p> | 研究資料Q37 | | | | |
| 5-17 | 同上 | <p>注記すべき関連当事者との取引は、次に掲げる事項について、原則として関連当事者ごとに注記が記載されているか。</p> <p>(1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計年度末における資産総額、事業の内容 当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該社会福祉法人の役員、評議員又はそれらの近親者の所有割合</p> <p>(2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業</p> <p>(3) 当該社会福祉法人与関連当事者の関係</p> <p>(4) 取引の内容</p> <p>(5) 取引の種類別の取引金額</p> <p>(6) 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>(7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高</p> <p>(8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> | 取扱い21 | | | | |
| 5-18 | 同上 | <p>5-15のア.及びイ.に掲げる者との取引について、事業活動計算書項目及び貸借対照表項目いずれに係る取引についても、年間1,000万円を超える取引については全て記載されているか。</p> <p>5-15のウ.、エ.及びオ.に掲げる者と</p> | 留意事項26(2) | | | | |

| 番号 | 項目 | 内 容 | 関係省令等 | 回答欄 | | | 摘要 |
|---------------|-----------|---|--------------------------|-----|-----|------|----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| | | 取引について、次に掲げる取引について全て記載されているか。 ①事業活動計算書項目のうち、サービス活動収益とサービス活動外収益の合計額の100分の10を超える取引、サービス活動費用とサービス活動外費用の合計額の100分の10を超える取引及び1,000万円を超える特別収益又は特別費用の取引。なお、特別収益又は特別費用の取引について、取引総額と損益が相違する場合は損益を併せて開示する。ただし、各項目に属する科目の取引に係る損益の合計額が当期活動増減差額の100分の10以下となる場合には、開示を要しないものとする。 ②貸借対照表項目のうち、科目残高が資産の合計額の100分の1を超える取引 | | | | | |
| 5-19 | 重要な偶発債務 | 重要な偶発債務がある場合には、その内容及び金額が注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。 | 会計基準第29条第1項第13号 | | | | |
| 5-20 | 重要な後発事象 | 重要な後発事象がある場合には、その内容及び翌会計年度以降の財政及び活動の状況に与える影響額が注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。 | 会計基準第29条第1項第14号 取扱い22 | | | | |
| 5-21 | その他の必要な事項 | その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項は注記されているか。特に、以下の事項に留意すること。 (1) リース取引 (2) 減損会計 (3) 税効果会計 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。 | 会計基準第29条第1項第15号 取扱い23 | | | | |
| 5-22 | リース取引 | ファイナンス・リース取引のリース資産について、その内容（主な資産の種類等）が注記されているか。 | 取扱い8 | | | | |
| 5-23 | 同上 | オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、貸借対照表日後1年以内のリース期間に係るものと、貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記されているか。 | 取扱い8 | | | | |
| (拠点区分で記載する注記) | | | | | | | |
| 5-24 | 様式 | 複数の拠点区分を有する場合、計算書類の | 会計基準第 | | | | |

| 番 号 | 項 目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|------|---------------------|---|-------------------------|-------|-----|------|-----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| | | <p>注記のうち、拠点区分で記載する会計基準第29条（第1項第1号、第12号及び第13号を除く。）に定める項目については、拠点区分貸借対照表の次に記載されているか。</p> <p>なお、法人全体用の注記と拠点区分用の注記の項目が同一であっても、情報の内容は異なるため、それぞれに注記を要することに留意する。</p> | 29条第4項 取扱い24 | | | | |
| 5-25 | 重要な会計方針 | <p>資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等、計算書類の作成に関する重要な会計方針について注記されているか。</p> <p>該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。</p> <p>なお、代替的な複数の会計処理方法等が認められていない場合には、会計方針の注記を省略できることに留意する。</p> | 会計基準第29条第1項第2号 取扱い20 | | | | |
| 5-26 | 同上 | <p>ファイナンス・リース取引のリース資産について、減価償却の方法が注記されているか。</p> | 会計基準第29条第1項第2号 取扱い8 | | | | |
| 5-27 | 重要な会計方針の変更 | <p>拠点が重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額が注記されているか。</p> | 会計基準第29条第1項第3号 | | | | |
| 5-28 | 採用する退職給付制度 | <p>拠点が採用する退職給付制度について注記されているか。</p> <p>該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。</p> | 会計基準第29条第1項第4号 | | | | |
| 5-29 | 計算書類とサービス区分 | <p>拠点が作成する計算書類とサービス区分について注記されているか。</p> | 会計基準第29条第1項第5号 | | | | |
| 5-30 | 基本財産 | <p>基本財産の増減の内容及び金額について注記されているか。</p> <p>該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。</p> | 会計基準第29条第1項第6号 | | | | |
| 5-31 | 基本金、国庫補助金等特別積立金の取崩し | <p>拠点が、会計基準第22条第1項、第4項及び第6項の規定により、拠点が基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額について注記されているか。</p> <p>該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。</p> | 会計基準第29条第1項第7号 | | | | |

| 番 号 | 項 目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|------|-----------------|--|--------------------------|-------|-----|------|-----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| 5-32 | 担保に供している資産 | 拠点が担保に供している資産について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。 | 会計基準第29条第1項第8号 | | | | |
| 5-33 | 固定資産の減価償却（直接控除） | 拠点が、固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載している場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高について注記されているか。 | 会計基準第29条第1項第9号 | | | | |
| 5-34 | 徴収不能引当金 | 拠点が、債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載している場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高について注記されているか。 | 会計基準第29条第1項第10号 | | | | |
| 5-35 | 満期保有目的の債券 | 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益について注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。 | 会計基準第29条第1項第11号 | | | | |
| 5-36 | 重要な後発事象 | 重要な後発事象がある場合には、その内容及び翌会計年度以降の財政及び活動の状況に与える影響額が注記されているか。 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。 | 会計基準第29条第1項第14号 取扱い22 | | | | |
| 5-37 | その他必要な事項 | その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項は注記されているか。特に、以下の事項に留意すること。 (1) リース取引 (2) 減損会計 (3) 税効果会計 該当する内容がない場合、その旨が記載されているか。 | 会計基準第29条第1項第15号 取扱い23 | | | | |
| 5-38 | リース取引 | ファイナンス・リース取引のリース資産について、その内容（主な資産の種類等）が注記されているか。 | 取扱い8 | | | | |
| 5-39 | 同上 | オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、貸借対照表日後1年以内のリース期間に係るものと、貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記されているか。 | 取扱い8 | | | | |

6. 附属明細書

| 番号 | 項目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘要 |
|----------------|----------|--|----------------------------|-------|-----|------|----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| (法人全体で作成する明細書) | | | | | | | |
| 6-1 | 様式 | 附属明細書は、取扱い別紙3(①)から(⑦)に準じて作成されているか。 ただし、該当する事由がない場合は、その附属明細書の作成を省略できることに留意する。 | 会計基準第30条 取扱い別紙3(①)から(⑦) | | | | |
| 6-2 | 借入金明細書 | 設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金それぞれの差引期末残高(拠点区分別の合計)は拠点区分貸借対照表計上額と一致しているか。 | 取扱い別紙3(①) | | | | |
| 6-3 | 同上 | 支払利息の当期支出額(拠点区分別の合計)は、拠点区分資金収支計算書計上額と一致しているか。 | 取扱い別紙3(①) | | | | |
| 6-4 | 同上 | 役員等からの長期借入金、短期借入金がある場合は、区分を新設して記載されているか。 | 取扱い別紙3(①) | | | | |
| 6-5 | 同上 | 法人が将来受け取る債権を担保として供する場合には、計算書類の注記及び借入金明細書の「担保資産」欄にその旨が記載されているか。 | 留意事項8 | | | | |
| 6-6 | 同上 | 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合、借入金明細書の「借入先」欄の金融機関名の後に(協調融資)と記載されているか。 | 留意事項8 | | | | |
| 6-7 | 寄附金収益明細書 | 「寄附金額」欄に寄附物品が含まれているか。 | 取扱い別紙3(②) | | | | |
| 6-8 | 同上 | 「区分」欄は、次のとおり寄附金の種類が分かるように記載されているか。 ・経常経費寄附金収益：「経常」 ・長期運営資金借入金元金償還寄附金収益：「運営」 ・施設整備等寄附金収益：「施設」 ・設備資金借入金元金償還寄附金収益：「償還」 ・固定資産受贈額：「固定」 | 取扱い別紙3(②) | | | | |
| 6-9 | 同上 | 「寄附金額」の「区分小計」欄の金額は事 | 取扱い別紙 | | | | |

| 番号 | 項目 | 内 容 | 関係省令等 | 回答欄 | | | 摘要 |
|------|--------------------|---|------------|-----|-----|------|----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| | | 業活動計算書計上額と一致しているか。 | 3 (2) | | | | |
| 6-10 | 同上 | 「寄附金額の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄の金額は拠点区分事業活動計算書計上額と一致しているか。 | 取扱い別紙3 (2) | | | | |
| 6-11 | 補助金事業等収益明細書 | 「区分」欄は、次のとおり補助金の種類が分かるように記載されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業の補助金事業収益：「介護事業」 ・老人福祉事業の補助金事業収益：「老人事業」 ・児童福祉事業の補助金事業収益：「児童事業」 ・保育事業の補助金事業収益：「保育事業」 ・障害福祉サービス等事業の補助金事業収益：「障害事業」 ・生活保護事業の補助金事業収益：「生活保護事業」 ・医療事業の補助金事業収益：「医療事業」 ・〇〇事業の補助金事業収益：「〇〇事業」 ・借入金利息補助金収益：「利息」 ・施設整備等補助金収益：「施設」 ・設備資金借入金元金償還補助金収益：「償還」 | 取扱い別紙3 (3) | | | | |
| 6-12 | 同上 | 「交付金額等合計」の「合計」欄の金額は法人単位事業活動計算書計上額と一致しているか。 | 取扱い別紙3 (3) | | | | |
| 6-13 | 同上 | 「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄の金額は、拠点区分事業活動計算書計上額と一致しているか。 | 取扱い別紙3 (3) | | | | |
| 6-14 | 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 | 「繰入金の財源」欄には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等が記載されているか。 | 取扱い別紙3 (4) | | | | |
| 6-15 | 同上 | 事業区分間繰入金明細書の「繰入元」・「繰入先」欄の金額は、事業区分資金収支内訳表計上額と一致しているか。 | 取扱い別紙3 (4) | | | | |
| 6-16 | 同上 | 拠点区分間繰入金明細書の「繰入元」・「繰入先」欄の金額は、拠点区分資金収支計算書計上額と一致しているか。 | 取扱い別紙3 (4) | | | | |
| 6-17 | 事業区 | 事業区分間貸付金（借入金）残高明細書の | 取扱い別紙 | | | | |

| 番 号 | 項 目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|----------------|------------------------|--|------------------------------------|-------|-----|------|-----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| | 分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書 | 金額は、事業区分貸借対照表内訳表計上額と一致しているか。 | 3 (⑤) | | | | |
| 6-18 | 同上 | 拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書の金額は、拠点区分貸借対照表計上額と一致しているか。 | 取扱い別紙3 (⑤) | | | | |
| 6-19 | 基本金明細書 | 「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」欄に該当する事項がない場合は、記載が省略されているか。 | 取扱い別紙3 (⑥) | | | | |
| 6-20 | 同上 | 特例により第一号基本金・第二号基本金の内訳を示していない場合には、合計額のみが記載されているか。 | 取扱い別紙3 (⑥) | | | | |
| 6-21 | 同上 | 各基本金の当期末残高は、法人単位貸借対照表計上額と一致しているか。 | 取扱い別紙3 (⑥) | | | | |
| 6-22 | 同上 | 「各拠点区分ごとの内訳」欄における各基本金の当期末残高は、拠点区分貸借対照表計上額と一致しているか。 | 取扱い別紙3 (⑥) | | | | |
| 6-23 | 国庫補助金等特別積立金明細書 | サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額が記載されているか。 | 取扱い9、別紙3 (⑦) | | | | |
| 6-24 | 同上 | 特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却又は廃棄された場合の取崩額が記載されているか。 | 取扱い9、別紙3 (⑦) | | | | |
| 6-25 | 同上 | 当期積立額合計及び当期取崩額合計は、法人単位事業活動計算書計上額と一致しているか。 | 取扱い別紙3 (⑦) | | | | |
| 6-26 | 同上 | 「各拠点区分の内訳」欄における当期積立額合計及び当期取崩額合計は、拠点区分事業活動計算書計上額と一致しているか。 | 取扱い別紙3 (⑦) | | | | |
| (拠点区分で作成する明細書) | | | | | | | |
| 6-27 | 様式 | 附属明細書は、取扱い別紙3 (⑧)から(⑱)に準じて作成されているか。 ただし、該当する事由がない場合は、その附属明細書の作成を省略できることに留意する。 | 会計基準第30条 取扱い25(2)ア、別紙3 (⑧)から(⑱) | | | | |

| 番 号 | 項 目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|------|-------------------------------|---|-------------------|-------|-----|------|-----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| 6-28 | 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書 | 基本財産(有形固定資産)及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産)の種類ごとの残高等が記載されているか。 また、有形固定資産及び無形固定資産以外に減価償却資産がある場合には、当該資産についても記載されているか。 | 取扱い 25(2)イ、別紙3(⑧) | | | | |
| 6-29 | 同上 | 「期首帳簿価額」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末帳簿価額」の各欄は帳簿価額によって記載されており、「期末帳簿価額」欄と「減価償却累計額」欄の合計額が「期末取得原価」欄に記載されているか。 | 取扱い別紙3(⑧) | | | | |
| 6-30 | 同上 | 「うち国庫補助金等の額」欄については、設備資金元金償還補助金がある場合には、償還補助総額を記載した上で、国庫補助金取崩計算が行われているか。 なお、「将来入金予定の償還補助金の額」欄では、「期首帳簿価額」の「うち国庫補助金等の額」はマイナス表示し、実際に補助金を受けた場合に「当期増加額」の「うち国庫補助金等の額」をプラス表示することにより、「差引」欄の「期末帳簿価額」の「うち国庫補助金等の額」が拠点区分貸借対照表上の国庫補助金等特別積立金計上額と一致することが確認できる。 | 取扱い別紙3(⑧) | | | | |
| 6-31 | 引当金明細書 | 引当金の種類ごとに、期首残高、当期増加額、当期減少額及び期末残高が記載されているか。 | 取扱い別紙3(⑨) | | | | |
| 6-32 | 同上 | 目的使用以外の要因による減少額については、その内容及び金額が注記されているか。 | 取扱い別紙3(⑨) | | | | |
| 6-33 | 同上 | 都道府県共済会又は法人独自の退職給付制度において、職員の転職又は拠点間の異動により、退職給付の支払を伴わない退職給付引当金の増加又は減少が発生した場合には、「当期増加額」欄又は「当期減少額(その他)」欄に括弧書きでその金額が内数として記載されているか。 | 取扱い別紙3(⑨) | | | | |
| 6-34 | 拠点区分資金収支明細書 | 子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実施する拠点は、拠点区分資金収支明細書を作成しているか。 また、上記事業並びに介護保険サービス及び障害福祉サービス以外の事業を実施する拠点で、拠点区分事業活動明細書を作成しない場合、拠点区分資金収支明細書を作成しているか。 なお、サービス区分が一つの拠点区分は、 | 取扱い 25ウ、別紙3(⑩) | | | | |

| 番 号 | 項 目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|------|---------------|---|----------------|-------|-----|------|-----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| | | 作成を省略できる。 | | | | | |
| 6-35 | 同上 | 拠点区分資金収支明細書の「拠点区分合計」欄の金額は、拠点区分資金収支計算書の「決算」欄の金額と一致しているか。 | 取扱い別紙3(⑩) | | | | |
| 6-36 | 拠点区分事業活動明細書 | 介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点は、拠点区分事業活動明細書を作成しているか。 また、上記事業並びに子どものための教育・保育給付費、措置費による事業以外の事業を実施する拠点で、拠点区分資金収支明細書を作成しない場合、拠点区分事業活動明細書を作成しているか。 なお、サービス区分が一つの拠点区分は、作成を省略できる。 | 取扱い 25ウ、別紙3(⑪) | | | | |
| 6-37 | 同上 | 拠点区分事業活動明細書の「拠点区分合計」欄の金額は、拠点区分事業活動計算書の「当年度決算」欄の金額と一致しているか。 | 取扱い別紙3(⑪) | | | | |
| 6-38 | 積立金・積立資産明細書 | 資金管理上の理由等から積立資産の積立が必要とされる場合には、その名称・理由を明確化した上で積立金を積み立てずに積立資産を計上できるが、その場合には、積立金・積立資産明細書の「摘要」欄にその理由が明記されているか。 | 取扱い19、別紙3(⑫) | | | | |
| 6-39 | 同上 | 退職給付引当金に対応して退職給付引当資産を積み立てる場合及び長期預り金に対応して長期預り金積立資産を積み立てる場合には、「摘要」欄にその旨が明記されているか。 | 取扱い別紙3(⑫) | | | | |
| 6-40 | 同上 | 積立金・積立資産明細書の「期末残高」欄の金額は、拠点区分貸借対照表計上額と一致しているか。 | 取扱い別紙3(⑫) | | | | |
| 6-41 | 同上 | 積立金・積立資産明細書における積立金の「当期増加額」欄及び「当期減少額」欄の金額は、拠点区分事業活動計算書計上額と一致しているか。 | 取扱い別紙3(⑫) | | | | |
| 6-42 | サービス区分間繰入金明細書 | 拠点区分資金収支明細書を作成した拠点において、サービス区分間繰入金明細書が作成されているか。 | 取扱い別紙3(⑬) | | | | |
| 6-43 | 同上 | 「繰入金の財源」欄には、措置費収入、保育所運営費収入、前期末支払資金残高等が記載されているか。 | 取扱い別紙3(⑬) | | | | |
| 6-44 | 同上 | 「金額」欄は拠点区分資金収支明細書計上額と一致しているか。 | 取扱い別紙3(⑬) | | | | |

| 番号 | 項目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘要 |
|------|---------------------|--|----------------------------------|-------|-----|------|----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| 6-45 | サービス区分貸付金(借入金)残高明細書 | <p>拠点区分資金収支明細書を作成した拠点において、サービス区分貸付金(借入金)残高明細書が作成されているか。</p> <p>なお、介護保険サービス、障害福祉サービス及び保育所運営費並びに措置費による事業の資金使途制限に関する通知において、これらの事業から本部会計への貸付金を年度内に返済する旨の規定があるにもかかわらず、年度内返済が行われていない場合は、本明細書を作成することに留意する。</p> | <p>取扱い別紙3(14)</p> <p>留意事項6</p> | | | | |
| 6-46 | 就労支援事業に関する明細書 | <p>就労支援事業所の拠点区分において、下記の附属明細書が作成されているか。</p> <p>(1) 就労支援事業別事業活動明細書 (取扱い別紙3(15)又は別紙3(15-2)多機能型事業所等用)</p> <p>(2) 就労支援事業製造原価明細書 (取扱い別紙3(16)又は別紙3(16-2)多機能型事業所等用)</p> <p>(3) 就労支援事業販管費明細書 (取扱い別紙3(17)又は別紙(17-2)多機能型事業所等用)</p> <p>なお、サービス区分ごとに定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間売上が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、上記(2)及び(3)の作成に替えて、就労支援事業明細書(取扱い別紙(18)又は取扱い別紙(18-2)多機能型事業所等用)を作成すれば足りることとされていることに留意する。</p> | <p>取扱い25(2)エ、別紙3(15)から(18-2)</p> | | | | |
| 6-47 | 就労支援事業別事業活動明細書 | <p>就労支援事業別事業活動明細書の「合計」欄は拠点区分事業活動計算書と一致しているか。</p> <p>なお、多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合には、作業種別の区分を省略できることに留意する。</p> | <p>取扱い25(2)エ、別紙3(15)(15-2)</p> | | | | |
| 6-48 | 同上 | <p>就労支援事業別事業活動明細書上の「就労支援事業販売原価」の計算は以下のとおりに行われているか。</p> <p>(1) 就労支援事業所で製造した製品を販売する場合 (期首製品棚卸高) + (当期就労支援事業製造原価) - (期末製品棚卸高)</p> <p>(2) 就労支援事業以外で製造した商品を仕入れて販売する場合</p> | <p>取扱い25(2)エ、別紙3(15)(15-2)</p> | | | | |

| 番 号 | 項 目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|------|---------------------------|--|------------------------------------|-------|-----|------|-----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| | | (期首商品棚卸高) + (当期就労支援事業仕入高) - (期末商品棚卸高) | | | | | |
| 6-49 | 就 労 支 援 事 業 製 造 原 価 明 細 書 | <p>就労支援事業製造原価明細書上の「当期就労支援事業製造原価」は、就労支援事業別事業活動明細書計上額と一致しているか。</p> <p>なお、多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合には、作業種別の区分を省略できることに留意する。</p> | 取 扱 い 25(2)エ、別紙3 (16) (16-2) | | | | |
| 6-50 | 就 労 支 援 事 業 販 管 費 明 細 書 | <p>就労支援事業販管費明細書上の就労支援事業販管費合計は、就労支援事業別事業活動明細書計上額と一致しているか。</p> <p>なお、多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合には、作業種別の区分を省略できることに留意する。</p> | 取 扱 い 25(2)エ、別紙3 (17) (17-2) | | | | |
| 6-51 | 就 労 支 援 事 業 明 細 書 | <p>就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書の作成に替えて就労支援事業明細書を作成する場合に、就労支援事業明細書上の就労支援事業費は、就労支援事業別事業活動明細書計上額と一致しているか。</p> <p>また、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略できることに留意する。</p> | 取 扱 い 25(2)エ、別紙3 (18) (18-2) | | | | |
| 6-52 | 同上 | <p>就労支援事業明細書を作成する場合には、次のとおり、計算書類等の勘定科目が読替え又は削除されていることを確認したか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点区分資金収支計算書 <p>「就労支援事業製造原価支出」を「就労支援事業支出」に読替え</p> <p>「就労支援事業販管費支出」を削除</p> ・拠点区分事業活動計算書 <p>「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」に読替え</p> <p>「就労支援事業販管費」を削除</p> ・就労支援事業別事業活動明細書 <p>「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」に読替え</p> <p>「就労支援事業販管費」を削除</p> | 取 扱 い 25(2)エ | | | | |
| 6-53 | 同上 | <p>就労支援事業明細書上の「材料費」の計算について、(材料費) = (期首材料棚卸高) + (当期材料仕入高) - (期末材料棚卸高) となっているか。</p> | 取 扱 い 25(2)エ、別紙3 (18) (18-2) | | | | |

| 番号 | 項目 | 内 容 | 関係省令等 | 回答欄 | | | 摘要 |
|------|-----------|--|------------|-----|-----|------|----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| 6-54 | 授産事業費用明細書 | 授産事業費用明細書における「合計」欄の授産事業費用は拠点区分事業活動計算書と一致しているか。 | 取扱い別紙3(19) | | | | |

7. 財産目録

| 番号 | 項目 | 内 容 | 関係省令等 | 回答欄 | | | 摘要 |
|-----|-------------|---|--------------------|-----|-----|------|----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| 7-1 | 様式 | 財産目録は、法人全体を表示し、その様式は取扱い別紙4に準じて作成されているか。 | 会計基準第34条 取扱い別紙4 | | | | |
| 7-2 | 内容 | 財産目録は、当該会計年度末現在における全ての資産及び負債につき、場所・物量等、取得年度、使用目的等、取得価額、減価償却累計額、貸借対照表価額のうち記載不要箇所以外が詳細に表示されているか。 | 会計基準第31条 | | | | |
| 7-3 | 構成内容 | 原則として、その勘定科目ごとの構成内容について詳細に記載されているか。 ただし、重要性が乏しいものに関しては記載を省略することができることとされている。 | 取扱い1なお書き | | | | |
| 7-4 | 区分 | 財産目録は、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に区分し、純資産の額を示しているか。 | 会計基準第32条 | | | | |
| 7-5 | 価額 | 財産目録の金額は、法人単位貸借対照表の金額と一致しているか。 | 会計基準第33条 | | | | |
| 7-6 | 内容についての留意事項 | 同一の科目について、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載されているか。 科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致されているか。 資産について、控除対象財産の判定を行うため、「使用目的」欄に各資産の使用目的が記載されているか。 | 取扱い別紙4(記載上の留意事項) | | | | |
| 7-7 | 同上(固定資産関係) | 土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分ごとに分けて記載されているか。 車輛運搬具の「場所・物量等」欄には、会社名と車種が記載されているか。 | 取扱い別紙4(記載上の留意事項) | | | | |

| 番 号 | 項 目 | 内 容 | 関係省令等 | 回 答 欄 | | | 摘 要 |
|-----|-----|--|-------|-------|-----|------|-----|
| | | | | はい | いいえ | 該当なし | |
| | | <p>建物については「取得年度」欄に記載されているか。</p> <p>減価償却資産（有形固定資産に限る。）については、「減価償却累計額」欄に記載されているか（減価償却累計額には、減損損失累計額を含む。）。また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載しているか。</p> <p>「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額となっているか。</p> | | | | | |

(所 見)

チェック実施者 _____ 年 月 日
 監 査 責 任 者 _____ 年 月 日